



芙蓉 (ふよう)

# 梶 税務 経営 ニュース



編集 発行人  
梶税理士事務所  
税理士 梶 義明

〒933-0947  
高岡市本郷1丁目2番7号  
河井ビル2階  
TEL 0766 (25) 7722(代)  
FAX 0766 (25) 7723  
<http://kaji.zei-mu.jp>

7月

(文月) JULY

18日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	.	.	.	.	.	.

## ワンポイント 消費税専門官の増設

国税庁では、消費税の虚偽の書類を作成し、架空の課税仕入れを計上する等による不正還付への対応に特化した「消費税専門官」を昨年からは、東京・大阪・名古屋国税局などの内部にも新設するほか、配置する税務署数の拡大や増員により体制強化を図っています。

## 7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月11日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税 (1月~6月分)の納付 7月11日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第1期分の納付 8月1日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等)、11月決算法人の中間申告 8月1日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告 (年3回の場合) 8月1日
- 地方税 / 固定資産税 (都市計画税) 第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月11日
- 労 務 / 労働保険料 (概算・確定) 申告書の提出・(全期・1期分)の納付 7月11日
- 労 務 / 障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- 労 務 / 労働者死傷病報告 (4月~6月分) 8月1日

# 賃上げ促進税制 令和4年度税制改正 で控除額拡充



日本の賃金水準は、実質30年以上ほぼ横ばいの状況であるとされています。

このことから、政府では積極的な賃上げを行う企業の法人税を減らす特例制度として、いわゆる「賃上げ促進税制」を創設するとともに、数年来見直しを行っていた、令和4年度税制改正では抜本的な強化が図られました。

賃上げ促進税制は中小企業向けと大企業向けに分かれており、対象者や3段階にわたる控除率が異なるため注意が必要です。

そこで、中小企業向け賃上げ促進税制にスポットを当て、制度の復習、改正の内容と実際のケーススタディで整理してみます。

## 一 中小企業向け

中小企業向け賃上げ促進税制（所得拡大促進税制）は、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。

## 改正の内容

制度の大枠は、変更ありませんが、雇用者給与等支給額が前年度比1.5%以上増加の場合には増加額の15%、2.5%以上増加で増加額の30%の税額控除を受けることができるようになりました。さらに教育訓練費が前年度比10%以上増加した場合に合わせて最大40%まで税額控除されます（表1参照）。その上で、適用期限が令和6年3月31日まで延長されています。

## 制度上の用語の説明

### ① 中小企業者等

青色申告書を提出する者のうちおおよそ以下に該当するもの

ア：資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人  
イ：常時使用する従業員数が1千人以下の個人事業主  
ウ：協同組合等

### ② 対象となる国内雇用者

法人又は個人事業主の使用人のうちその法人等の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者です。パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特典関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まれません。

### ③ 特殊関係者とは

法人の役員又は個人事業主の親族を指します。親族の範囲は六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族までが該当します。また、当該役員又は個人事業主と婚姻関係と同様の事情にある者、当該役員

(表1) 中小企業向け賃上げ促進税制…3段階で上がる控除率

中小企業	控除率
全雇用者の給与等支給額が前年度比1.5%以上増加	15%
同 2.5%以上増加	30%
教育訓練費が前年度比10%以上増加	さらにプラス10%

(表2) 大企業向け賃上げ促進税制…3段階で上がる控除率

大企業	控除率
継続雇用者給与等支給額が前年度比3%以上増加	15%
同 4%以上増加	25%
教育訓練費が前年度比20%以上増加	さらにプラス5%



又は個人事業主から生計の支援を受けている者等も特殊関係者に含まれます。

④ 雇用者給与等支給額とは

適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される全ての雇用者に対する給与等の支給額をいいます。ただし、その給与等に充てるため他の者から支払いを受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。

⑤ 教育訓練費

所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ又は向上させるために支出する費用のうち一定のもの。具体的には、法人等が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金、外部施

設使用料）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などを指します。

改正後の減税額の試算

次に、今年度改正後の規定における賃上げ促進税制での減税額を、非常に簡単ですが計算してみます。この計算例は、雇用者給与等支給額が2・5%以上、教育訓練費が10%以上増加し、上限である控除率40%が適用されるケースです（設例参照）。

二 大企業向け

大企業向け（対象：青色申告書提出全企業）では、改正対象者が新規雇用者ではなく、増加割合の基準が中小企業向けよりも厳しいので適用には十分に留意する必要があります（表2参照）。

なお、中小企業向けも大企業向けも控除税額は、当期の法人税の20%が上限です（所得税も同様）。

【設 例】

令和4年度改正規定による計算（令和4年4月以降開始年度）

中小企業者であるA社（資本金2,000万円）の令和5年3月期の調整前法人税額は2,200万円であり、雇用者給与等支給額等は次のとおりです。

賃上げ促進税制による減税額は、どのように計算されますか。

	雇用者給与等支給額	教育訓練費の額
・前事業年度（令和4年3月期）	7,100万円	45万円
・適用事業年度（令和5年3月期）	7,700万円	50万円

〈解 答〉

1. 給与増加要件

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額 (7,700万円)} - \text{比較雇用者給与等支給額 (7,100万円)}}{\text{比較雇用者給与等支給額 (7,100万円)}} = 8.4\% \geq 2.5\% \quad \text{〔該当〕}$$

2. 教育訓練費の増加要件

$$\frac{\text{教育訓練費の額 (50万円)} - \text{中小企業比較教育訓練費の額 (45万円)}}{\text{中小企業比較教育訓練費の額 (45万円)}} = 11.1\% \geq 10\% \quad \text{〔該当〕}$$

3. 中小企業者等税額控除限度額 (7,700万円 - 7,100万円) × 40% = 240万円

4. 上 限 額 調整前法人税額2,200万円 × 20% = 440万円

5. 税額控除額 440万円 ≥ 240万円 → 240万円

## 災害を受けた時の 予定納税額の軽減免除

近年、地震や水害など災害が増え、自身や身近な人が被災した方もいらっしゃるでしょう。災害等が発生し損失を受けたときは、災害等が発生した後に納期限の到来する所得税及び復興特別所得税（以下、「所得税等」といいます。）の予定納税について、軽減免除を受けることができます。

手続きとしては、所得税法と災害減免法に基づき、次のとおりとなっています。

### 1 所得税法

#### ① 6月30日までに災害を受けた場合

6月30日の現況によって、その年分の所得金額と所得税等の額を見積もり、その額が予定納税基準額に満たないときは、原則として7月15日までに予定納税の減額申請をすることで第1期分及び第2期分の予定納税額が軽減免除されます。

#### ② 7月1日以降10月31日までに災害を

受けた場合

10月31日の現況によって、その年の所得金額と所得税等の額を見積もり、11月15日までに予定納税の減額申請をすることで第2期分の予定納税額が軽減免除されます。

### 2 災害減免法

7月1日以後に災害を受けた場合で、減額申請書の提出が期限後になったときでも次のイ、ロに該当するときは、災害を受けた日においてその年分の所得金額と所得税等の額を見積もり、その額が予定納税基準額に満たないときは、災害にあった日から2か月以内に、第1期分又は第2期分の予定納税額の減額を申請することができます。

イ 住宅や家財に受けた損害額がその価額の2分の1以上であること

ロ その年の所得金額の見積額が1000万円以下であること

この場合、減額申請書と併せて「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出します。

## 少額減価償却資産の特例 ～当初申告要件

少額減価償却資産の特例（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）とは、中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合に、その事業年度中において取得した減価償却資産の取得価額の合計額300万円を限度に、全額損金算入できる制度です。この制度は、確定申告書等にこの制度の適用を受ける少額減価償却資産の取得価額に関する明細書（別表十六（七））の添付がある場合に限り、適用されます。

ここでいう確定申告書等とは確定申告書、中間申告書及び期限後申告書を指しており、修正申告書や更正の請求書等は含まれません。これを「当初申告要件」といいます。

当初申告要件が課されている制度については、別表の添付を失念し、後日、税務調査等で指摘を受けたとしても、修正申告書等を提出し、新たに制度の適用を受けることはできません。

## 消費税の課税期間の 短縮

**Q** 消費税の課税期間は短縮できるとききました。どのような制度でしょうか。

**A** 消費税の課税期間は、個人事業者の場合は1月1日から12月31日まで、法人の場合はその法人の事業年度（法人を新設した場合は設立の日からその事業年度の末日まで）ですが、特例として、事業者の選

択により3か月ごとまたは1か月ごとに区分して短縮することができます。ただし、この特例は事業を廃止した場合を除き、2年間はやめることができません。特例を受けた場合、3か月もしくは1か月ごとに申告及び納付が必要となるといった事務手続きが煩雑となる一方、多額の設備投資を行い早く還付を受けたい場合や届出書等の提出を失念した場合の影響を最小限に抑えたい場合などに活用できます。